

*（用語解説）

歳入歳出差引額（形式収支）

＝歳入決算額－歳出決算額

決算年度に収入された現金と支出された現金の単純な差引額。（現金主義）

実質収支

＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

予算措置した年度に事業が完了できない場合に、翌年度へ繰り越して事業を行うことがある。形式収支から翌年度へ繰り越して行う事業の財源を引いたものが実質収支。（発生主義）

単年度収支

＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

形式収支と実質収支は前年度以前からの累積のため、当該年度１年間だけの収支。

実質単年度収支

＝単年度収支＋財政調整基金積立額－財政調整基金取崩額＋地方債繰上償還額

単年度収支には財政調整基金（市の貯金）への積立てや、この基金の取崩しなどの財政調整の結果が含まれるため、これを除いた実質的な当該年度１年間だけの収支。

実質収支比率

＝実質収支／標準財政規模

実質収支の黒字額がどの程度が適度であるかは、まちの財政規模やその年の経済状況等によって異なるため一概に言えないが、一般的に標準財政規模の３～５％程度と言われている。

標準財政規模

- 地方税、普通交付税、地方譲与税、都道府県税交付金などの一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示す指標。
- 実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や、財政健全化指標の基礎となる。
- 標準財政規模は、実際の市の歳入決算額等を積み上げて算出するものではなく、普通交付税の算定過程の計算がベースになっている。そのため、実際の歳入決算額等とは差異が生じる。
- 普通交付税算定の基準財政収入額をベースにしているが、基準財政収入額を算出する際には、地方譲与税等の一部の税目を除いて $75 / 100$ を乗じて算定しているため、標準財政規模の算出では、すべての税目について $100 / 100$ に直して算出している。

- 計算式は次のとおり

標準財政規模 =

(基準財政収入額 - 地方譲与税等※1) × 100 / 75

+ 地方譲与税等(※1) + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

※1 基準財政収入額を算出する際に75 / 100に割り落とされない税目

具体的には、個人市民税所得割のうち税源移譲相当額、地方譲与税、
地方消費税交付金のうち税率引上げ分、交通安全対策特別交付金

財政力指数

- 地方自治体の財政力を判断する理論上の指標とされるもので、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して求める。

基準財政収入額

財政力指数 = $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$

基準財政需要額

- 財政力指数は数値が大きいほど財源に余裕があるとされるので、1を超える団体は普通交付税が交付されない不交付団体となる。

財政調整基金

- 市の貯金のひとつ。年度間の財源の変動や災害などに備えて決算剰余金などを積み立てて、財源が不足する年度に活用するための貯金。

臨時財政対策債

- 市の借金のひとつ。地方自治体の一般財源不足に対応するため、特例的に借り入れることができる借金。普通交付税算定の中で借入れ上限額が決定される。

基準財政収入額・基準財政需要額

- いずれも普通交付税の算定基礎になる数値であるが、各自治体の実際の歳入歳出予算決算額ではなく、モデル計算や推計計算が用いられる。
- 基準財政収入額は、市税(都市計画税などの目的税は除かれる)や都道府県税交付金、地方譲与税等の標準的な一般財源収入額になるが、地方譲与税等の一部を除き、75 / 100に割り落とす。また、前年度の収入実績を基に全国的な推計伸び率を乗じて当該年度を推計する方法がとられる税目もある。
- 基準財政需要額は、標準的な行政サービスを提供するための一般財源の額。実際に地方自治体が支出する額ではなく、仮想の自治体を想定した上で標準的な経費と考えられるものを積み上げるモデル計算になる。

経常収支比率

- 地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当された一般財源の額が、地方税や都道府県税交付金などの毎年度経常的に収入される一般財源に占める割合をいう。

歳出の経常経費 － 特定財源（国都支出金や使用料・手数料など）

経常収支比率＝

地方税、都道府県税交付金等の一般財源、臨時財政対策債

※地方税からは都市計画税などの目的税は除く。

平成13年度以降分母に臨時財政対策債を加えることになった。

- 経常収支比率が低いほど、地方税などが新たな財政需要や建設事業などの臨時的な支出にまわせる財源があり、財政構造が柔軟であることを表している。
- 逆に指標が高くなると、財政構造が硬直化して新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、100%を超えるということは、経常的な収入である地方税などだけでは、固定的な経費がまかなえなくなっていることを意味している。

平成29年度 日野市の普通会計決算概要

編集 日野市企画部財政課

〒191-8686 日野市神明1丁目12番地の1

TEL 〔直通〕042-514-8076

〔代表〕042-585-1111 内線 4311～4313